

審査基準（公表用）

様式第 3 号
総務部 人事課

法令名	恩給法	法令番号	大正 12 年法律第 48 号					
手続名	恩給の知事裁定	根拠条項	第 12 条					
審 査 基 準	<p>恩給の裁定については、下記のとおり恩給法（大正 12 年法律第 48 号）によって規定されています。</p> <p>1 普通恩給〔法第 19 条 法第 20 条 法第 23 条 法第 45 条 法第 60 条 法第 63 条〕 給与条件……公務員が一定の年数以上勤務して退職したときに支給されます。 この一定の年数（最短恩給年限）は公務員の種類によって次のように定められています。 文官 17 年（昭和 8 年 10 月前は 15 年） 警察監獄職員 12 年（昭和 8 年 10 月前は 10 年） 年金額………在職年が最短恩給年限の場合、仮定俸給年額（退職当時の俸給年額）の 50 / 150 相当額 それを超える在職年については、1 年につき仮定俸給年額の 1 / 150 を加算する。 ただし、在職年 40 年で頭打ちです。 最低補償制度及び老齢者の加算制度があります。 $仮定俸給年額 \times \{ 50/150 + 1/150 (在職年 - 最短恩給年限) \}$</p> <p>2 普通扶助料〔法第 72 条 法第 73 条 法第 74 条 法第 75 条第 1 項第 1 号〕 給与条件………普通恩給受給者や受給資格のある人が公務によらないで死亡した時に遺族に支給されます。 遺族とは、公務員が死亡した当時、公務員によって生計を維持し又は生計を共にしていた配偶者、未成年の子、父母、成年の子及び祖父母のことで、この順序で支給されます。 年金額………原則として普通恩給年額の 1 / 2 相当額です。 受給者が妻であって、一定の条件を満たす場合には、寡婦加算制度があります。 最低保障制度があります。 $普通恩給年額 \times 1 / 2 + 寡婦加算額$</p> <p>3 公務扶助料〔法第 73 条 法第 75 条第 1 項第 2 号〕 給与条件………公務員が公務により死亡した場合に支給されます。この場合、在職年の長短はありません。 年金額………普通扶助料の年額に退職当時の俸給年額に応じて定められた一定の率（23.0～34.5）を乗じて計算します。 最低保障制度及び遺族加算制度があります。</p> <p style="text-align: center;">標準処理期間には、書類の不備追完、検診、履歴究明等に要する期間は含みません。</p>							
	受付 機関	人事課	処理 機関	人事課	交付 機関	人事課	標準処理期間	1 月
							標準経由期間	日